規　則

○原子力規制委員会規則第二十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）　別表第一

二　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）　別表第二

三　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）　別表第三

四　登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）　別表第四

五　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）　別表第五

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（調整規定）

第二条　この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二十号）により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によってまず改正され、次いでこの規則によって改正されるものとする。

別表第一　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部改正に関する表

改正後	改正前
別記様式第１（第２条関係） ［略］ 放射性同位元素 放射線発生装置　の使用許可申請書 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名） ［略］	**別記様式第１**（第２条関係） ［同上］ 放射性同位元素 放射線発生装置　の使用許可申請書 正本には、所定の金額の収入印紙を貼り、消印をしないこと。 年　月　日 原子力規制委員会　殿 氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞ ［同上］